

利害関係人の意見聴取及び関係地方公共団体との協議結果

意見聴取及び協議期間：平成 27 年 11 月 30 日～12 月 11 日

利害関係人：えりも漁業協同組合長、北海道漁業協同組合連合会長、えりもシー
ールクラブ会長、えりも町商工会長

関係地方公共団体：北海道知事、えりも町長

管理計画策定についての賛否

賛成 6 名、 反対 0 名

その他要望事項

- ・ 早期に管理計画を策定願いたい。
- ・ 被害防除手法や忌避装置の開発は環境省が責任を持って確立すること。
- ・ ゼニガタアザラシは定住性の高い動物であり、えりも地域周辺における漁業被害の発生が主体であることは周知の通りであるが、隣接する十勝地区でも被害が発生していることから、将来的には隣接する十勝地区と併せた取り組みを検討していただきたい。加えて P6～7 にある通り、厚岸大黒島や浜中、根室地域においても生息し、相応の漁業被害が発生していることから、将来的には道東地区についても被害実態を踏まえた策定検討をお願いしたい。
- ・ 漁業被害軽減に向けた被害防除対策の確立については、地元漁業者からの意見を充分に取り入れ、効果性の高いかつ漁業者に負担のかからない取り組みをお願いしたい。
- ・ 管理計画の策定に当たっては、漁業被害が最小限となるよう早期かつ効果的な対策について、十分配慮したものとされたい。
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 4 第 2 項第 4 号に定める生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲の考え方、捕獲頭数、捕獲手法、被害防除対策、漁業資源全体のモニタリングについては地元漁業関係者と十分な議論を行い、理解が得られるものとされたい。
- ・ 管理計画の実行に当たっては、毎年捕獲上限数の設定や年次毎の捕獲頭数についても漁業関係者から理解が得られるものとされたい。
- ・ ゼニガタアザラシの対策を実施していくうえで、今後も漁業者等の意見を十分取り入れていただきたい。
- ・ 今後、個体群管理により、各種団体等から反対運動等があった場合、その矛先が地元住民や漁業者に向かないよう実施・配慮をお願いしたい。